

中京圏渋滞ボトルネック対策協議会

東名・名神（愛知地域）渋滞対策検討ワーキンググループ（WG）

書面開催

○審議事項

（１）東名・名神（愛知地域）渋滞対策検討WG規約（案）

・・・・・・・・資料１

（２）東名・名神（愛知地域）の渋滞対策（案）

・・・・・・・・資料２

中京圏渋滞ボトルネック対策協議会
東名・名神(愛知地域)渋滞対策検討ワーキンググループ(WG)規約

(趣旨)

第1条 本規約は、「東名・名神(愛知地域)渋滞対策検討ワーキンググループ(仮称)」(以下「WG」という。)の組織、委員、庶務、その他の事項に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 WGは、「中京圏渋滞ボトルネック対策協議会」(以下「協議会」という。)規約第4条(ロ)に基づき、東名高速道路及び名神高速道路の愛知地域の円滑な交通流を確保するため、関係機関相互の調整を図りつつ、渋滞対策箇所について効果的な対策の立案・検討を行うことを目的とする。

(検討事項)

第3条 WGは、第2条の目的を達成するため、次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 渋滞発生状況の把握
- (2) 渋滞要因の分析
- (3) 渋滞対策の検討
- (4) 優先対策区間の選定
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 WGは、第2条の目的を達成するために各種関係団体、各行政機関等をもって組織する。

2. WGには座長を置き、座長は国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所長とする。
3. 座長に事故がある時は、座長があらかじめ指名したものが、その職務を代行する。
4. WGの構成は、別表－1のとおりとする。
ただし、必要に応じ座長が指名する者を、委員として参加させることができる。
5. 座長は、やむを得ない事由により会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、その結果をもって会議の結果に代えることができる。

(事務局)

第5条 WG の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

2. 事務局は、国土交通省中部地方整備局、中日本高速道路(株)名古屋支社に置くものとする。

(規則の改正)

第6条 本規約の変更は、本WGの議決によらなければならない。

(補足)

第7条 本規約に定めるものの他必要な事項はその都度協議して定める。

付 則 本規約は、令和2年3月11日より施行する。

中京圏渋滞ボトルネック対策協議会名簿
東名・名神(愛知地域)渋滞対策検討ワーキンググループ(WG)(案)

所属		役職
◎	中部地方整備局	名古屋国道事務所長
	〃	愛知国道事務所長
	〃	道路部 道路計画課長
	愛知県	建設局 道路建設課長
	愛知県警察本部	交通部 交通規制課長
	〃	交通部 高速道路交通警察隊長
	中日本高速道路(株)名古屋支社	総務企画部 企画調整課長
	〃	保全・サービス事業部 交通技術課長
	名古屋高速道路公社	経営企画部 企画課長
	事務局	中部地方整備局
	〃	中日本高速道路(株) 名古屋支社

◎座長